明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務九三）　二

○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通九三）　二

〔告示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務三三一）　四

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（同三三二）　四

○ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三五）　四

○フィリピン共和国におけるバンサモロにおける有権者の意識向上及び選挙プロセスのデジタル化促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同三三六）　四

○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための複合的な人道支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同三三七）　四

○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための緊急食料支援及び災害リスク軽減計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三三八）　五

○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティに属する女性のための災害リスクに対する強靭性向上及び緊急事態に係る準備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件（同三三九）　五

○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのためのキャンプ整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同三四〇）　五

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働三一九）　五

○保安林の指定をする件（農林水産一九〇八～一九一五）　六

○保安林の指定を解除する件（同一九一六～一九二二）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一二三九）　七

○都市計画に関する件（東北地方整備局六五）　八

○道路に関する件（関東地方整備局二三五、二三六）　八

〔人事異動〕

最高裁判所　八

〔皇室事項〕

諸事項　八

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公告〕

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八

会社その他

省令

○総務省令第九十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第四項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（収容人員の算定方法）	
第一条の三　令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。	
防火対象物の区分	算定方法
［略］	［略］
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第三十八項第一号若しくは第二号の規定による認定（以下この項及び第三条第一項において「仮使用認定」という。）を受けたもの	［略］
［略］	［略］
2　［略］	

改正前	
（収容人員の算定方法）	
第一条の三　［同上］	
防火対象物の区分	算定方法
［同上］	［同上］
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号の規定による認定（以下この項及び第三条第一項において「仮使用認定」という。）を受けたもの	［同上］
［同上］	［同上］
2　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○国土交通省令第九十三号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（趣旨）	
第一条　民間事業者等が、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この省令の定めるところによる。	
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、自賠法第八条（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく自動車損害賠償責任共済証明書又は自動車損害賠償責任保険証明書（以下「証明書」という。）の保存とする。	

改正前	
（趣旨）	
第一条　民間事業者等が、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。第三条及び第五条において「自賠法」という。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この省令の定めるところによる。	
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、自賠法第八条（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（自賠法第八条の規定による自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の保存が構造上困難であるものとして告示で定める自動車に係るものに限る。以下「証明書」という。）の保存とする。	

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の保存に代えて当該証明書に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。ただし、証明書の保存が構造上困難であるものとして告示で定める自動車以外の自動車にあっては、第一号に掲げる方法に限る。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第六条において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　証明書に記載されている事項を撮影した電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示することができる措置を講じなければならない。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、自賠法第七条第三項（同法第九条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の作成に代えて当該証明書に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の保存に代えて当該証明書に係る電磁的記録の保存を行う場合は、当該証明書に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録をその使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。

2　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

（新設）

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条　法第四条第三項の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）

二　前号に掲げるもののほか、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等をいう。）が定める措置

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、自賠法第九条第六項（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を当該民間事業者等又は当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示する方法により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、自賠法第七条第一項及び第四項（これらの規定を同法第九条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の交付等に代えて当該証明書に係る電磁的記

（新設）

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第五条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、自賠法第八十五条第一項の規定による証明書の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

（新設）

録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 二　民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 2　前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならない。	
（電磁的方法による承諾） **第十二条**　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならない。 一　前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式	（新設）

附　則

この省令は、令和六年十一月十一日から施行する。